

宮城県公報

行 宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

ページ

- 漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果（特定第二号漁業者）（水産林政総務課） 一
- 漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果（区域内特定養殖業者）（同） 一
- 道路の区域決定（道路課） 二
- 道路の区域変更（同） 二
- 道路の供用開始（同） 二
- 都市計画変更の図書の写しの縦覧（都市計画課） 二
- 海洋総合実習船宮城丸の漁獲物の販売に係る物品売払代金の徴収事務の委託（二件）（教育庁高校教育課） 三
- 土地改良区役員の就任及び退任の届出（仙台地方振興事務所） 三
- 土地改良区の定款変更の認可（二件）（同） 四
- 土地改良区の定款変更の認可（北部地方振興事務所） 四
- 土地改良区の変更の認可（同） 四
- 土地改良区の定款変更の認可（東部地方振興事務所） 四
- 開発行為に関する工事の完了（建築宅地課） 五
- 一般国道百十三号福岡蔵本2号事件裁決手続開始決定（収用委員会） 五
- 宮城県告示第三百五十六号
漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。）第百八条第五項において

告 示

準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百八条第二項に規定する要件に適合するものと認める。

令和三年四月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区 域	区 分	同意成立の届出年月日	発起人の住所及び氏名	漁業の種類	特定第二号漁業者数
石巻市区 域（宮城 県漁業協 同組合の 表浜支所 の地区）	総トン数二十 トン未満の漁 船により底び き網を使用し て行う漁業	令和三年四月 八日	石巻市さくら町二丁目 一番地 優治 石巻市小測浜小測十七 番地 一 豊一 小池 一	漁業災害補償 法施行令（昭 和三十九年政 令第二百九十 三号）第六十 条に規定する漁 業	三人

○宮城県告示第三百五十七号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。）第百二十五条の六第三項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

令和三年四月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区 の名称	区 域	同意成立の届出年月日	発起人の住所及び氏名	養殖業の種類	区域内特定養殖業者数
宮城県第 八十七加 入区	宮城県漁業協 同組合の谷川 支所の地区の うち谷川の区 域	令和三年四月 八日	石巻市谷川浜光ヶ丘十 五番地 克之 石巻市谷川浜光ヶ丘十 三番地 政雄 渥美 政雄	漁業災害補償 法施行令（昭 和三十九年政 令第二百九十 三号）第十八 条の四に規定 するほたて貝 養殖業	四人
宮城県第 八十六加 入区	宮城県漁業協 同組合の谷川 支所の地区の うち鮫浦の区 域	令和三年四月 八日	石巻市鮫浦細田八十八 番地 和久 米倉 和久 石巻市垂水町三丁目十 五番地 弘幸 阿部 弘幸	漁業災害補償 法施行令（昭 和三十九年政 令第二百九十 三号）第十八 条の四に規定 するほたて貝 養殖業	三人
宮城県第 八十八加 入区	宮城県漁業協 同組合の谷川 支所の地区の うち谷川の区 域	令和三年四月 八日	石巻市泊浜泊四十三 番地 勝	漁業災害補償 法施行令（昭 和三十九年政 令第二百九十 三号）第十八 条に規定する ほたて貝 養殖業	二人

入区	支所の地区の うち泊浜の区	石巻市泊浜台五一二 平塚 衛	和二十九年政 令第二百九十 三号)第十八 条の四に規定 するほたて貝 養殖業
----	------------------	-------------------	---

○宮城県告示第三百五十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を決定したので告示する。

その関係図面は、令和三年四月二十三日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年四月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 高城停車場線
- 三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
宮城県松島町高城字町一〇番一地从先から 同郡同町高城字婦命院下一無番地先まで	一一・五 三七・〇	一四六・五

○宮城県告示第三百五十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和三年四月二十三日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年四月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 石巻河北線
- 三 道路の区域

変更の区間	変更の 前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
-------	-----------	-----------------	-----------------

石巻市南境字金沢前三七番二八地先から 同市北境字トヤケ森一番一地从先まで	前	七・一 一五・八	一一三・一
	後	一一・七 二〇・二	一一三・一

○宮城県告示第三百六十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和三年四月二十三日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年四月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	石巻河北線	石巻市南境字金沢前三七番二八地先から 同市北境字トヤケ森一番一地从先まで	令和三年 四月二十三日

○宮城県告示第三百六十一号

大河原町から仙南広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和三年四月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 都市計画の種類及び名称
 - 1 種類 仙南広域都市計画道路
 - 2 名称
 - 三・六・三百十二号 大河原駅東線
 - 七・六・三百一号 高砂線
 - 七・六・三百二号 西浦通線
 - 七・六・三百三号 中西線
- 二 縦覧場所 宮城県庁(土木部都市計画課)

○宮城県告示第三百六十二号
 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、海洋総合実習船宮城丸の漁獲物の石巻市水産物地方卸売市場石巻売場における販売に係る物品売払代金の徴収事務を令和三年四月一日次のとおり委託した。

令和三年四月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

宮城県石巻市魚町二丁目十四番地

石巻魚市場株式会社

二 委託期間

令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

○宮城県告示第三百六十三号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、海洋総合実習船宮城丸の漁獲物の地方卸売市場気仙沼市魚市場における販売に係る物品売払代金の徴収事務を令和三年四月一日次のとおり委託した。

令和三年四月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

宮城県気仙沼市魚市場前八番二十五号

気仙沼漁業協同組合

二 委託期間

令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

○宮城県告示第三百六十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、仙台東土地改良区役員の就任及び退任について、次のとおり届出があった。

令和三年四月二十三日

宮城県仙台地方振興事務所
所 長 富 田 政 則

一 就任した者

就任年月日	氏 名	住 所	役職名

二 退任した者

令和三年四月一日	佐藤 稔	仙台市若林区三本塚字中谷地二百二十八番地	理事
令和三年四月一日	木村 浩市	仙台市若林区荒井字宅地十番地	理事
令和三年四月一日	芳賀 正	仙台市宮城野区蒲生字鍋沼四十四番地	理事
令和三年四月一日	加藤 一	仙台市若林区日辺字宅地九十六番地	理事
令和三年四月一日	庄子 喜朗	仙台市若林区長喜城字御蔵堀十六番地	理事
令和三年四月一日	松木 長男	仙台市宮城野区田子二丁目九番三号	理事
令和三年四月一日	鈴木 秀一	仙台市若林区飯田字屋敷四番地	理事
令和三年四月一日	相澤 一由	仙台市若林区二木字水神十一番地	理事
令和三年四月一日	平山 尋昭	仙台市宮城野区岡田字浜通二十七番地	理事
令和三年四月一日	板橋 利広	仙台市若林区荒井字浜田西六十七番地	理事
令和三年四月一日	伊藤 憲一	仙台市若林区荒井字札屋敷五十五番地	監事
令和三年四月一日	曳地 芳宏	仙台市宮城野区松岡町二十番地の十五号	監事
令和三年四月一日	丹野 清人	仙台市若林区沖野七丁目三十九番六十五号	監事

退任年月日	氏 名	住 所	役職名
令和三年三月三十一日	佐藤 稔	仙台市若林区三本塚字中谷地二百二十八番地	理事
令和三年三月三十一日	木村 浩市	仙台市若林区荒井字宅地十番地	理事
令和三年三月三十一日	芳賀 正	仙台市宮城野区蒲生字鍋沼四十四番地	理事
令和三年三月三十一日	庄子 喜朗	仙台市若林区長喜城字御蔵堀十六番地	理事
令和三年三月三十一日	鈴木 秀一	仙台市若林区飯田字屋敷四番地	理事

令和三年三月三十一日	板橋 利広	仙台市若林区荒井字浜田西六十七番地	理事
令和三年三月三十一日	伊藤 憲一	仙台市若林区荒井字札屋敷五十五番地	監事
令和三年三月三十一日	丹野 清人	仙台市若林区沖野七丁目三十九番六十五号	監事
令和三年三月三十一日	相澤 宏信	仙台市若林区今泉字小在家東七十番地の一	理事
令和三年三月三十一日	齋 久義	仙台市若林区今泉字久保田東三十二番地の三十四	理事
令和三年三月三十一日	佐藤 善一	仙台市若林区南小泉字梅木二十三番地の二(四十二B・九L) 荒井西第二市営住宅九号	理事
令和三年三月三十一日	遠藤 忠	仙台市宮城野区岡田字袋浦十番地	理事
令和三年三月三十一日	瀬戸 剛	仙台市宮城野区岡田字浜通三十八番地の一	理事
令和三年三月三十一日	相澤 英昭	仙台市若林区二木字水神二十六番地	理事
令和三年三月三十一日	阿部 春彦	仙台市若林区蒲町二十一番六号	理事
令和三年三月三十一日	色川 善勝	仙台市宮城野区福田町四丁目一番十六号	監事

○宮城県告示第三百六十五号

秋保町土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、令和三年四月十四日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和三年四月二十三日

宮城県仙台地方振興事務所

所 長 富 田 政 則

○宮城県告示第三百六十六号

仙台市大倉川土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、令和三年四月十四日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和三年四月二十三日

宮城県仙台地方振興事務所

所 長 富 田 政 則

○宮城県告示第三百六十七号

鳴瀬川沿岸土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、令和三年四月十三日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和三年四月二十三日

宮城県北部地方振興事務所

所 長 千 葉 幸 太 郎

○宮城県告示第三百六十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十七条の二第三項の規定により、鳴瀬川沿岸土地改良区が管理する孫沢ダム及び貯水池の管理規程の変更を次のとおり令和三年四月十三日認可した。

令和三年四月二十三日

宮城県北部地方振興事務所

所 長 千 葉 幸 太 郎

孫沢ダム及び貯水池管理規程（変更概要）

一 管理者に関する事項

鳴瀬川沿岸土地改良区孫沢ダム及び貯水池管理責任者

二 その他管理規程に記載されている事項

1 ゲートの操作に関する事項

2 緊急事態における措置に関する事項

3 その他施設の管理に関し必要な事項

○宮城県告示第三百六十九号

鳴瀬土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、令和三年四月十四日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和三年四月二十三日

宮城県東部地方振興事務所

公 告

所長 小林 一裕

〇都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和三年四月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる
地域の名称
名取市大曲字古館二百二十六番一

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
名取市大曲字中小路三番地
洞口商事株式会社

収 用 委 員 会

〇宮城県収用委員会告示第10号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり裁決手続の開始を決定した。

令和3年4月23日

宮 城 県 収 用 委 員 会

1 起業者の名称

宮城県

2 事業の種類

一般国道113号改築工事（福岡蔵本道路・宮城県白石市福岡蔵本字箱森地内から同市福岡蔵本字箕輪田二番地内まで）及びこれに伴う附帯工事

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等
所在 宮城県白石市福岡蔵本字箱森

地 番	地 目	地 積 (㎡)		収用又は使用しようとする土地の面積 (㎡)	
		公 簿	実 測	収 用	使 用
	公 簿	現 況	公 簿	実 測	収 用
					39.70

138番2	山林	山林	7.761	7.761.01	306.92	42.64
					1.87	4.15
					594.11	819.24
						168.94

4 土地所有者の氏名及び住所

登記名義人は別冊のとおり

なお、登記名義人に法定相続人がいる場合、別紙のとおり

(注) 別紙については、当委員会事務局に備え置いて縦覧に供する。縦覧時間は、宮城県の執務時間を定める規則（平成元年4月1日宮城県規則第45号）に規定する県の執務時間とする。

5 土地に関して所有権以外の権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

なし

6 裁決手続の開始を決定した年月日

令和3年4月9日